

別記4

配管の付属範囲等について

危険物配管により危険物施設が接続される場合の危険物施設区分は、移送される危険物の制御関係、保有空地等を考慮し、実態に応じて区分するものとし、許可申請時に明記させ、施設の範囲を明確にして、許可を行なうこと。

2以上の製造所等の相互間又は製造所等と他の施設(少量危険物施設等)との間の配管の付属範囲は、原則として次のとおりとする。

	製造所・一般取扱所	
製造所 ・ 一般取扱所	指定数量の倍数の大きい施設	貯蔵所
貯蔵所	製造所、一般取扱所の保有空地外は貯蔵所	容量の大きい貯蔵所、引火点の低い貯蔵所

1 製造所相互間、一般取扱所相互間、製造所と一般取扱所間の配管

(1) 指定数量の倍数の大きい製造所又は一般取扱所(以下「A施設」という。)の附属配管の範囲は、原則としてA施設から指定数量の倍数の小さい製造所又は一般取扱所(以下「B施設」という。)の保有空地境界直近のバルブ、フランジ等までとする。(図1参照)

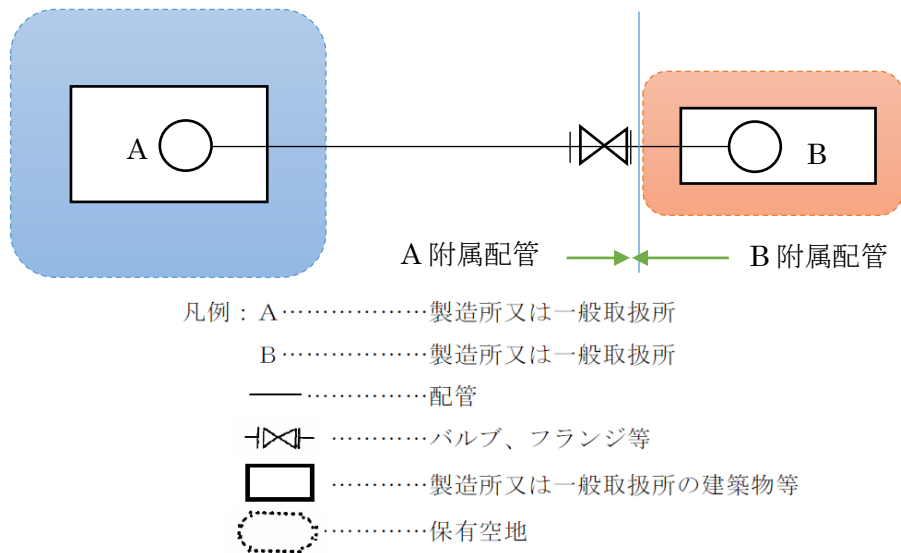


図1 B施設の保有空地境界直近にバルブ、フランジ等を設置する場合

(2) 地下埋設配管等B施設の保有空地境界直近にバルブ、フランジ等明確に区分できるものがない場合は、A施設からB施設の保有空地境界までをA施設の附属配管とする。(図2参照)

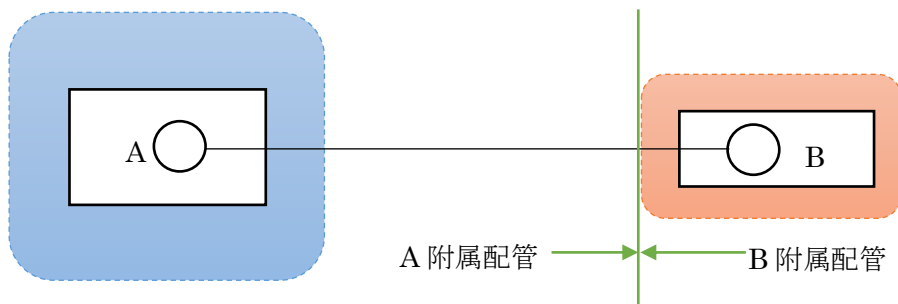


図2 B施設の保有空地境界直近にバルブ、フランジ等がない場合

(3) 保有空地が重複している場合は、A施設からA施設保有空地境界の直近のバルブ、フランジ等までをA施設の附属配管とする。(図3参照)

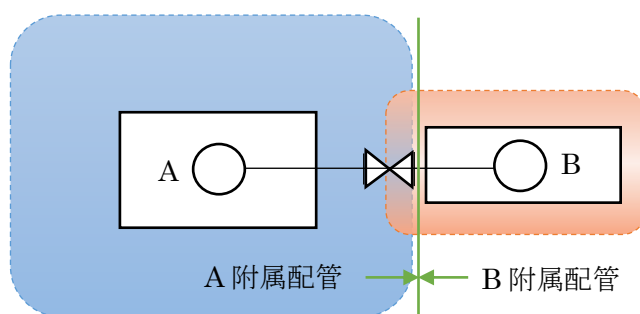


図 3 A施設の保有空地境界直近にバルブ、フランジ等を設置できる場合

(4) 保有空地が重複している場合で、A施設保有空地境界の直近にバルブ、フランジ等がない場合は、A施設からA施設の保有空地境界までをA施設の附属配管とする。(図4)

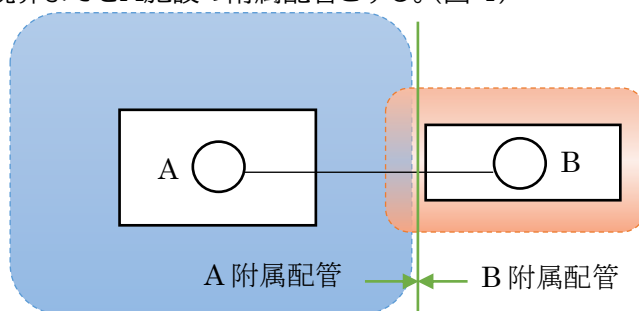


図 4 A施設の保有空地境界直近にバルブ、フランジ等がない場合

(5) 建築物の一部に設置される製造所又は一般取扱所にあつては、A施設からB施設の壁までをA施設の附属配管とする。(図5-1、5-2参照)

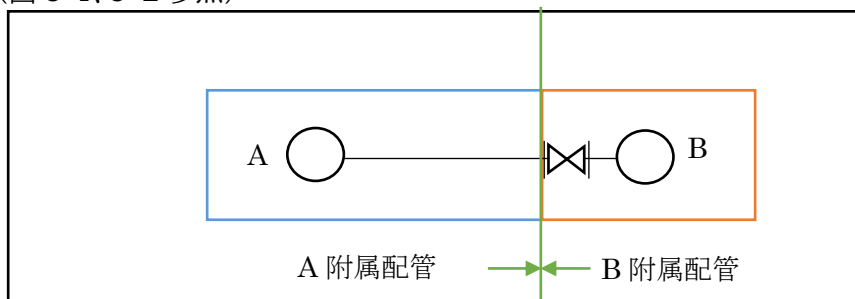


図 5-1 A施設とB施設が隣接している場合

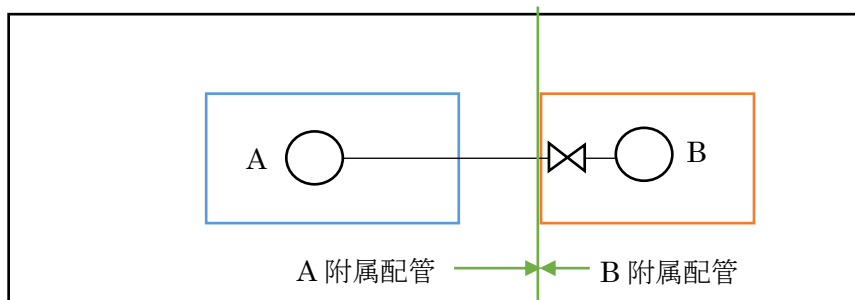


図 5-2 A施設とB施設が隣接していない場合

2 製造所又は一般取扱所と貯蔵所間の配管

(1) 製造所又は一般取扱所と貯蔵所間の附属配管の範囲は、貯蔵所から製造所又は一般取扱所の保有空地境界直近のバルブ、フランジ等までを貯蔵所の附属配管とする。

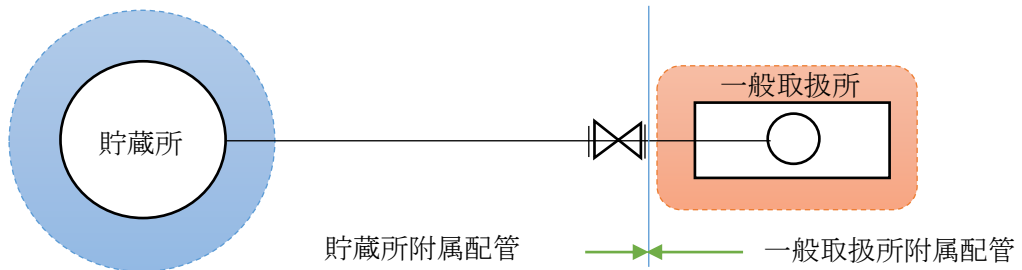


図6 製造所又は一般取扱所の保有空地境界直近にバルブ、フランジ等がある場合

(2) 地下埋設配管等保有空地境界直近にバルブ、フランジ等明確に区分できるものがない場合は、貯蔵所から製造所又は一般取扱所の保有空地境界までを貯蔵所の附属配管とする。(図7参照)

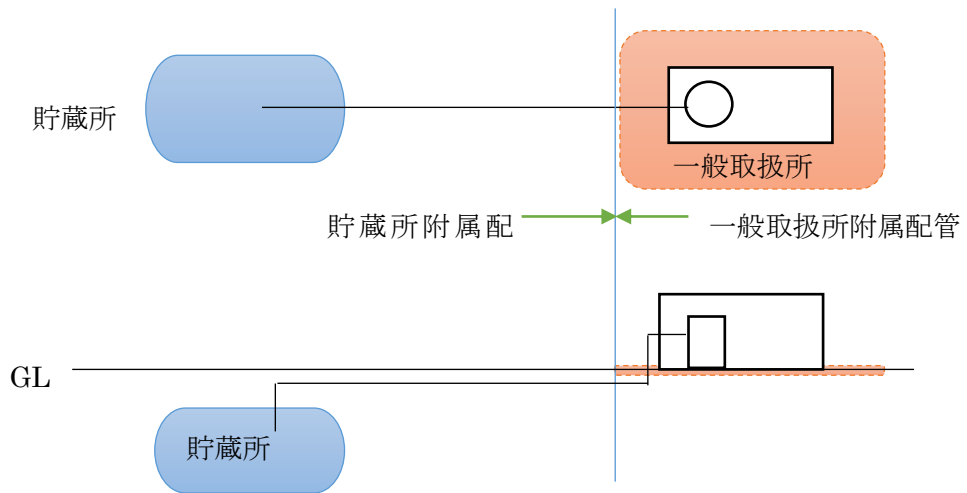


図7 製造所又は一般取扱所の保有空地境界直近にバルブ、フランジ等がない場合

(3) 保有空地が重複している場合は、貯蔵所から貯蔵所保有空地境界直近のバルブ、フランジ等までを貯蔵所の附属配管とする。(図8参照)

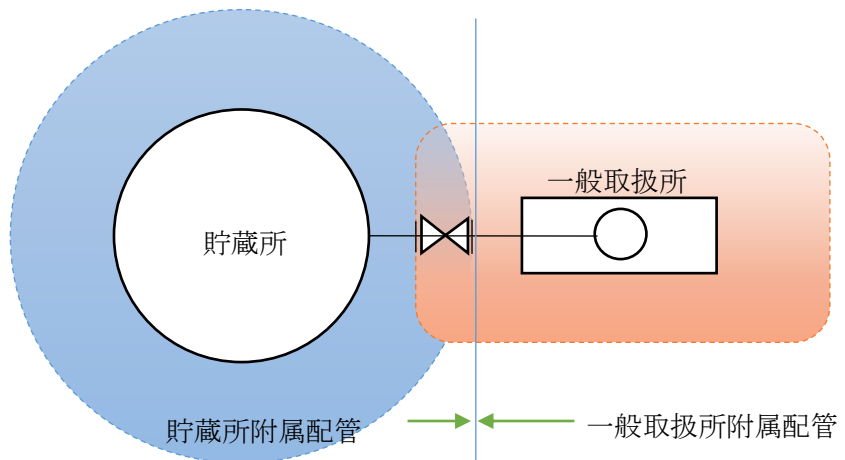


図8 一般取扱所等と貯蔵所の保有空地が重複している場合

3 貯蔵所間の配管

貯蔵所間の配管は、原則として、当該配管が接続されている貯蔵所の容量の大きい貯蔵所の附属配管とする。なお、同容量の貯蔵所間の配管は、当該配管で移送する危険物の引火点の低い危険物を貯蔵する貯蔵所の附属配管とすることを原則とする。(図9参照)

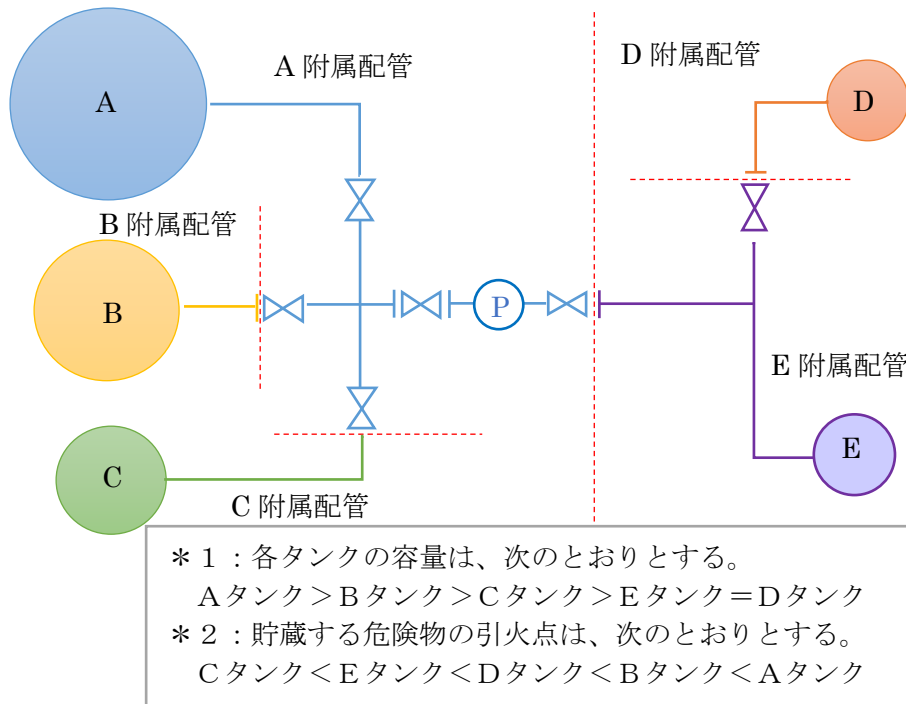


図9 貯蔵所間の配管区分

4 移送取扱所について

1 規制の対象(政令第3条第3号)

- (1) 配管設備が当該事業所の敷地外に設けられるものを規制の対象とし、同一事業所の敷地内又は当事者間の事業所の敷地内にとどまるものは対象外とする。(配管及びポンプ等は他の危険物施設の付属設備となる)
- (2) 配管及びポンプ並びにこれらに附属する設備(危険物を運搬する船舶から陸上への危険物の移送については、配管及びこれらに附属する設備。以下同じ。)が次の各号に掲げる構造を有するものは、移送取扱所に該当しない。(S49 予 63)
 - ア 危険物の送り出し施設から受け入れ施設までの間の配管が1の道路又は第三者(危険物の送り出し施設又は受け入れ施設の存する事業所と関連し、又は類似する事業を行なうものに限る。以下同じ。)の敷地を通過するもので、次の要件の(ア)又は(イ)を満足するもの
 - (ア) 道路にあつては、配管が横断するものであること。
 - (イ) 第三者の敷地にあつては、当該敷地を通過する配管の長さが概ね 100m以下のものであること。
 - イ 危険物の送り出し施設又は受け入れ施設が棧橋に設けられるもので、岸壁からの配管(第一石油類を移送する配管の内径が 300 mm以上のものを除く。)の長さが概ね 30m以下のもの
- (3) 隣接する複数の事業所間で業務提携等により原料等の相互利用を行っており、保安管理体制が一元的に行える場合は、移送取扱所として規制せず既設の危険物施設の附属配管若しくは一般取扱所として規制することができる。(H11 危 58)

- 2 移送取扱所については、船舶から陸上に危険物を移送するものにあつては、原則として海上部分から岸壁直近のフランジ等までとし、その他のものにあつては、原則として海上部分からポンプまで又は移送を行うポンプからその他の製造所等までとする。(図 10、11、12 参照)

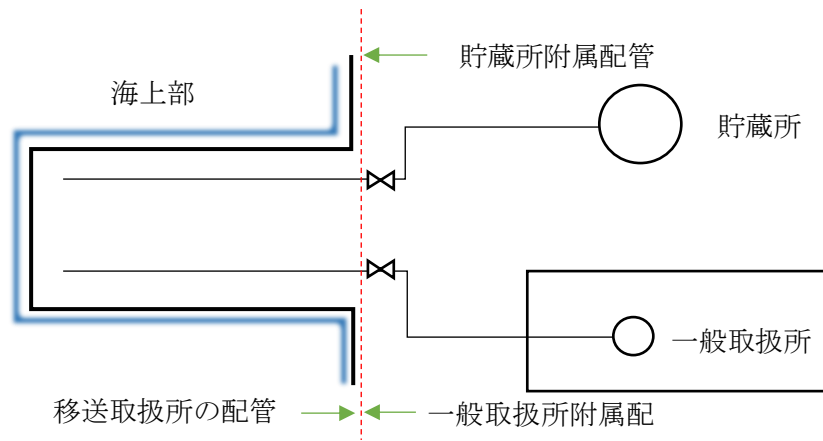


図 10 棧橋の移送取扱所の配管区分

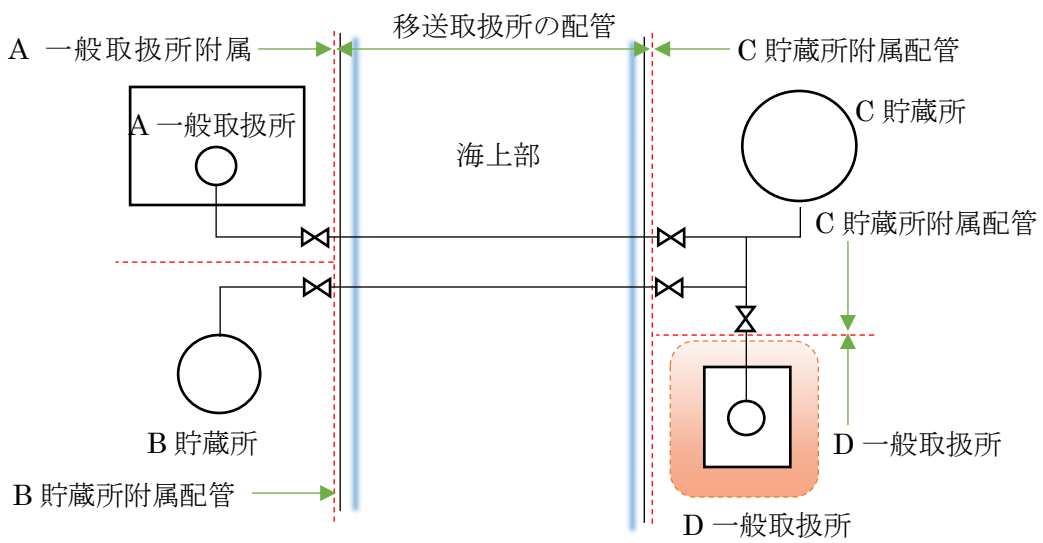


図 11 海上部分を横断している移送取扱所の配管区分

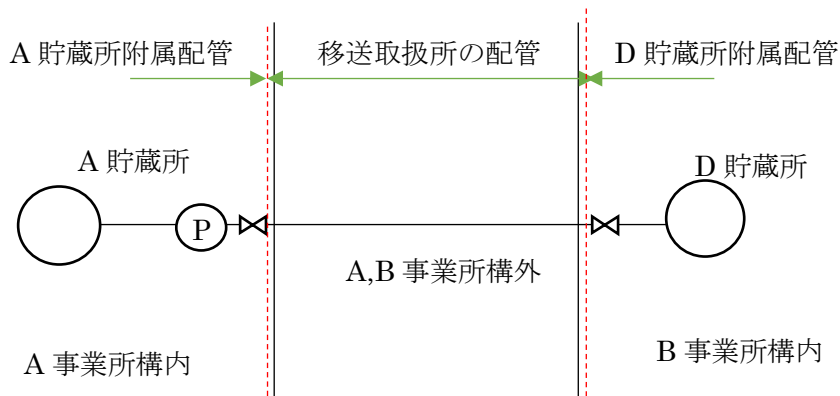


図 12 事業所間の移送取扱所の配管区分